

令和7年度

一般入学者選抜募集要項

全日制課程



愛媛県立松山工業高等学校

〒790-0021

愛媛県松山市真砂町1番地

TEL 089-931-8195

FAX 089-931-8860

令和7年度 一般入学者選抜（全日制）募集要項

1 募集定員

全 日 制 課 程	工 業 科	機 械 科	40名
		電子機械科	40名
		電 気 科	40名
		情報電子科	40名
		工業化学科	40名
		建 築 科	40名
		土 木 科	40名
		織 維 科	40名

※特色入学確約者数（募集定員の40%程度）を含む。

2 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに当てはまる者とする。

- ア 令和7年3月末日までに中学校やこれに準じる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者または中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和7年度に進級する意思を示した者を除く。
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則第95条の規定による。）

(2) 出願制限

入学志願者（以下「志願者」という）は、二つ以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む）または課程に出願することはできない。

ただし、本校の全日制課程の小学科のうち二つを志望する場合、一つの小学科を第2志望とすることができる。また、通学区域は県下一円である。

(3) 出願手続

- ア 志願者は、入学願書に入学選考料 2,200円に相当する愛媛県収入証紙を貼り付け、受検票を添えて中学校等や中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を通じて、本校の校長に提出すること。なお、既に納入した入学選考料は返還しない。
- イ 県外からの志願者は、アの入学願書、受験票に「愛媛県県立高等学校入学志願理由書」（以下「入学志願理由書」という。）を添えて本校校長に提出すること。（出願期間中のできる限り早い時期が望ましい。）ただし、(5)の志願変更期間中に、保護者の転勤によって県外から出願する場合は、入学志願理由書の代わりに「保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書」を提出すること。

- ウ 受検にあたって特別措置を希望する志願者は、令和7年1月10日（金）までに、中学校長を通じて「学力検査に関する特別措置願」を本校校長へ提出することになっているので、余裕を持って中学校長に相談すること。
- エ 中学校等において年間30日以上欠席のある志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した「自己申告書」（封をすること。）を入学願書に添え、本校校長に提出することができる。
- オ 海外帰国生徒等としての扱いを希望する志願者は、令和7年1月10日（金）までに、中学校長を通じて「海外帰国生徒等取扱措置願」を本校校長に提出すること。ただし、やむを得ない事情で期間内に提出ができない場合は、その事情を記した「事由書」を添えて提出すること。

(4) 出願期間及び志願変更期間

出願期間	志願変更期間
令和7年 2月10日(月)から 令和7年 2月17日(月)まで	令和7年 2月18日(火)から 令和7年 2月25日(火)まで
土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から午後4時まで (締切日にあつては正午まで)	

(5) 志願変更

志願変更期間に、どの学校、どの課程、どの学科へでも、1回に限り志願変更をすることができる。志願変更を希望する者は、志願変更願（甲）及び志願変更願（乙）を中学校長を通じて本校校長に提出すること。なお、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えること。

3 学力検査等

志願者に対して、次のとおり、学力検査及び面接を実施する。

(1) 学力検査及び面接の日程

期 日	時 間	教 科 等
令和7年 3月6日(木)	09:00~09:30	点呼・受検上の注意
	09:45~10:30	国 語
	10:50~11:15	国 語(作文)
	11:35~12:25	理 科
	12:25~13:20	(昼 食)
	13:25~14:15	社 会
令和7年 3月7日(金)	09:00~09:30	点呼・受検上の注意
	09:45~10:35	数 学
	10:55~11:55	英 語
	11:55~12:55	(昼 食)
	13:05~00:00	面 接

(2) 留意事項

- ア 志願者は、点呼開始10分前まで各控室に入室すること。当日、玄関前等で案内を行う。
- イ 学力検査については、検査開始5分前までに指示された検査場に入室すること。検査開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の学力検査を受検できないものとする。
- ウ 当日の持参品は、次のとおりとする。
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、コンパス、定規（分度器兼用のものを除く。）、弁当（注）上履きと下敷きは不要
- エ 上記以外のもの（分度器、計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みを禁止する。

4 入学者の選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、第1選抜及び第2選抜の順で行う。ただし、第2選抜における「学力検査の成績に基づく得点(A)」、「調査書点に基づく得点(B)」、「調査書の各教科の学習の記録以外の記録、面接の評価に基づく得点(C)」の比率は、 $A : B : C = 4 : 3 : 3$ とする。
- (2) 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等の全部又は一部を受検できなかったと認められる志願者に対しては、追検査を実施して、選抜する。

5 追検査

追検査の受検を希望するときは、令和7年3月10日（月）正午までに、追検査受検願に診断書等を添え、中学校長を通じて、本校校長に提出すること。

6 合格者の発表等

- (1) 令和7年3月18日（火）午前10時、本校において、特色入学者と同時に受検番号を掲示して行う。また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。
なお、電話による問い合わせには応じない。
- (2) 令和7年3月18日（火）午前10時から、合格者説明会や入学準備に関する書類を配付するので、合格者は必ず本校にて書類を受け取ること。なお、遠方等で当日の受け取りが難しい場合は、18日（火）午後4時45分までに本校に問い合わせること。
- (3) 学力検査の得点等は、郵便等または口頭による開示請求をすることができる。その期間は、令和6年3月18日（火）から1月間とする。なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなす。
郵便等による開示請求をするときは、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写しと返信用封筒（宛先を明記、簡易書留郵便料金相当の切手を貼り付けたもの）を同封し、本校に送付すること。口頭による開示請求をするときは、志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参すること。

7 その他

- (1) 志願異動状況等を本校事務室前に、令和7年2月18日（火）から同月25日（火）まで、志願者数に特色入学確約者数を含めた形で掲示する。
- (2) 合格者は、入学手続等、必要事項の説明を行うので、令和7年3月24日（月）午後1時半までに必ず保護者同伴で第1体育館に集合すること。やむを得ず日程、集合場所等を変更するときは、関係中学校に連絡する。